

ペルへ宮田デイサービス 通所介護 料金表

介護保険負担割合が1割負担の方

介護度	基本利用料/回	個別機能訓練 加算(Ⅰ)口/回	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)/回	入浴介助 加算(Ⅱ) /回
要介護1	655	85	22	55
要介護2	773	85	22	55
要介護3	896	85	22	55
要介護4	1018	85	22	55
要介護5	1142	85	22	55

+

科学的介護推 進体制加算/月	個別機能訓練 加算(Ⅱ)/月
40	20

介護保険負担割合が2割負担の方

介護度	基本利用料/回	個別機能訓練 加算(Ⅰ)口/回	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)/回	入浴介助 加算(Ⅱ) /回
要介護1	1310	170	44	110
要介護2	1546	170	44	110
要介護3	1792	170	44	110
要介護4	2036	170	44	110
要介護5	2284	170	44	110

+

科学的介護推 進体制加算/月	個別機能訓練 加算(Ⅱ)/月
80	40

介護保険負担割合が3割負担の方

介護度	基本利用料/回	個別機能訓練 加算(Ⅰ)口/回	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)/回	入浴介助 加算(Ⅱ) /回
要介護1	1965	255	66	165
要介護2	2319	255	66	165
要介護3	2688	255	66	165
要介護4	3054	255	66	165
要介護5	3426	255	66	165

+

科学的介護推 進体制加算/月	個別機能訓練 加算(Ⅱ)/月
120	60

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月当たりの総単位数の5.9%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月当たりの総単位数の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月当たりの総単位数の1.1%

※昼食費として、¥650(税込)徴収いたします。

※入浴介助加算(Ⅱ)につきまして、職員配置等の都合上、入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日 を算定する場合があります。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)ロにつきまして、職員配置の都合上、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日 を算定する場合があります。

※対象となる利用者についてのみ若年性認知症利用者受入加算 60単位/日 を算定する場合があります。

※その他として、レクリエーション等に係る費用は自己負担となります。また、日常生活に必要なものに係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はそのご家族に説明し同意を得たものに限り徴収することができることとします。

※感染症または災害の発生を理由として、利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月あたりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に、一定期間基本利用料の3%相当を加算させていただく場合があります。(3%加算)

※連絡帳の代金として、一冊当たり¥200を徴収いたします。(初回時、再発行時)

202210

第1号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）料金表

介護保険負担割合が1割負担の方

介護度	基本利用料	運動器機能 向上加算	サービス提供体 制強化加算	科学的介護推進体制加算	合計
事業対象者 要支援1	1672	225	88	40	2025
要支援2 (おおむね週2回 程度の利用)	3428	225	176	40	3869
要支援2 (おおむね週1回 程度の利用)	1672	225	88	40	2025

介護保険負担割合が2割負担の方

介護度	基本利用料	運動器機能 向上加算	サービス提供体 制強化加算	科学的介護推進体制加算	合計
事業対象者 要支援1	3344	450	176	80	4050
要支援2 (おおむね週2回 程度の利用)	6856	450	352	80	7738
要支援2 (おおむね週1回 程度の利用)	3344	450	176	80	4050

介護保険負担割合が3割負担の方

介護度	基本利用料	運動器機能 向上加算	サービス提供 体制強化加算	科学的介護推進体制加算	合計
事業対象者 要支援1	5016	675	264	120	6075
要支援2 (おおむね週2回 程度の利用)	10284	675	528	120	11607
要支援2 (おおむね週1回 程度の利用)	5016	675	276	120	6075

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月当たりの総単位数の5.9%(奥州市における総合事業で算定)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月当たりの総単位数の1.2%(奥州市における総合事業で算定)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月当たりの総単位数の1.1%(奥州市における総合事業で算定)

※昼食費として、一食当たり¥650(税込)を徴収いたします。

※その他として、レクリエーション等に係る費用は自己負担となります。また、日常生活に必要なものに係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はそのご家族に説明し同意を得たもの限り徴収することができることとします。

※連絡帳の代金として、一冊当たり200円を徴収いたします。(初回時、更新時)

202210